

2016年3月17日

大阪法務局長 様

大阪同和・人権問題企業連絡会
理事長 井上龍生



「全国部落調査 部落地名総鑑の原典 復刻版」発行・販売に関する申し入れ

日頃より、部落問題の根本的解決と人権が確立された社会の実現に向けてご尽力いただき深く敬意を表します。

1975年11月に発覚した「部落地名総鑑」事件以降、その差別図書を購入した企業は関係機関・団体等の指導を受ける中で、1978年2月22日に「同和問題企業連絡会（その後、改称して「大阪同和・人権問題企業連絡会（以下、大阪同企連と略称）」として全国で最初に設立（当時52企業）しました。現在は142企業の会員企業で組織され、会員相互が企業の立場から同和問題の解決をはじめさまざまな人権問題について、「雇用」と「啓発」を中心に時代の変遷や諸法制を巡る動向も先取りした各種活動・事業を実践し、関係行政機関・諸団体とも連携して「会員の人権尊重の企業経営確立」「人権確立社会の実現」に資することを目的として、人権の先進集団をめざしています。

同和問題の解決に企業が果たさなければならない社会的責任の重大さを自覚し、特に内閣同和対策審議会答申の「同和問題の早急な解決は国民的課題である」との指摘も、国民一人ひとりに対する呼びかけであると同時に、大きな経済力・社会的影響力を持つ企業に対して、同和問題の解決に向け、企業が積極的に努力すべきことが要請されたものと理解しています。同和問題に対する社会的責任を全うし、人権の尊重を基調とした、社会に誇り得る「企業風土」を確立するため、全ての会員企業が同和問題に対する正しい理解・認識を深める取り組みを今日まで真摯に実践しております。

そうした中、鳥取ループ・示現舎より「全国部落調査 部落地名総鑑の原典」と題した書籍が2016年4月1日に発行・発売するという情報がネット上で拡散しています。この書籍は、1936年3月の財団法人中央融和事業協会による「全国部落調査」と題した被差別部落の調査報告書であり、「部落地名総鑑」の原典の1つとされるものの復刻版として発行・販売する予定で、主な内容は、全国5360以上の部落の地名、世帯数、人口、職業などがリスト化され、そこには昭和初期のものとなっていた地名に加え、現在の地名も掲載されていると聞いております。

「部落地名総鑑」は相当数の企業や個人が購入し「就職」や「結婚」の際の身元調査に利用するなど部落差別を助長する極めて悪質な差別図書として、当時の総理府総務庁長官が「この書籍は（略）さまざまな差別を招来し助長する悪質な差別文章が発行され、一部の企業においてはそれが購入されたという事件が発生したことは、まことに遺憾なことであり、極めて憤りにたえない」との談話を発表（1975.12.12）しており、この図書は明確な差別書籍と断言しています。同日には労働大臣談話、また、15日には経済6団体宛に総理府総務庁副長官と法務・文部・厚生・農林・通商産業・労働・建設・自治の各省事務次官連名による通達と労働省職業安定局長から業種別92団体に対する要請文、1981年2月27日には労働大臣から経済5団体と購入企業代表取締役宛にも要請文が出されました。

このような経過とこれまでの差別解消に向けた真摯な取り組みが行われてきたにも拘らず、示現舎より「全国部落調査 部落地名総鑑の原典」と題して、発行・販売されることは、明らかに差別目的であり、差別をさらに助長することとなるばかりか、差別の拡散につながる許すことのできない部落差別事件であり、人権侵害そのものと考えます。

今回の行為は、「日本国憲法」「人権教育・啓発推進法」「個人情報保護法」「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」の趣旨に反する行為でもあり、法務省として、発行及び販売の中止はもとより、作成元に対して発行の停止やインターネット上の掲載の禁止など、早急な対処を求めるものです。

<申し入れのポイント>

- ①「全国部落調査 部落地名総鑑の原典」の作製・販売が、明らかに差別を拡散し助長する恐れのある書籍であることから、この書籍が販売されないよう法務省として最善の方策を図られたい。
- ②この書籍は、「出版の自由」、「表現の自由」を超えて部落差別を助長するものであり、作成者である示現舎ならびに鳥取ループへの指導を強化されたい。
さらには、インターネット上に流布している被差別部落の地名一覧について、至急規制されたい。

以上、宜しくお願ひ申し上げます。